

# 鳥取県公報

平成14年6月28日(金)

号外第101号

毎週火・金曜日発行

## 目次

告示 建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(367)(管理課)..... 1

## 告示

### 鳥取県告示第367号

平成15年度及び16年度において県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものを除く。以下同じ。)又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)その審査申請手続等について次のとおり定めしたので、告示する。

平成14年6月28日

鳥取県知事 片山善博

### 1 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、別表の左欄に掲げる発注工事種別ごとに付与する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けていること。
- (3) 申請の日の直前の法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間のものに限る。以下「直前審査」という。)を受けていること。
- (4) 申請の日までに営業(合併、営業譲渡等に係る従前の営業を含む。)開始後1年を経過していること。
- (5) 入札への参加を希望する別表の左欄に掲げる発注工事種別に係る建設工事について、直前審査に係る審査基準日前1年間又は当該審査基準日から申請の日までに工事施工金額があること。
- (6) 2(1)ア(ア)g又は(イ)cに掲げる納税証明書に未納税額がないこと。
- (7) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)又は入札参加資格審査において虚偽の申請を行っていないこと。
- (8) 特殊工事(ほ装工事(アスファルトによるものに限る。)港湾工事及び鋼橋工事(PC橋に係る工事を含む。))をいう。以下同じ。)にあつては、それぞれ次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア ほ装工事(アスファルトによるものに限る。以下同じ。)
    - (ア) 次の技術者を県内の営業所に常に備えていること。
      - 常勤の正社員であり、かつ、舗装施工管理技術者の登録を受けている者であつて、アスファルト合材の品質管理を行うことができる者 1名以上
      - 常勤の正社員であつて、ほ装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できるもの 1名以上

(イ) 次の作業員を県内の営業所に常に備えていること。

常勤の正社員であって、アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者並びにレーキマン（舗装において、最後の微調整を専門的に行う者をいう。以下同じ。）各1名以上

（アスファルトフィニッシャーを操作できる者は、他の機械を操作できる者と兼ねることができる。）

(ウ) 次の舗装用機械を県内の営業所に常に備えていること。

自己が保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約（リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下同じ。）により使用する次の表に掲げる機械

機 械 名	能 力 等
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー	施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの
マカダムローラー	両輪駆動又は全輪駆動で車両の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー	車両の重量が8トン以上のもの

(エ) 表層工（舗装補修におけるオーバーレイ及びレベリング層を含む。）基礎工及び上層路盤工（特殊工法部分、路面切削、ガードレール、側溝、街渠その他別に定めるものを除く。）を自ら施工できること。

イ 港湾工事

次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、港湾工事を施工した経験年数が3年以上あること。

(ア) 次の技術者を備えていること。

- a 港湾工事の監督の経験年数が5年以上である専任技術者 1名以上
- b 港湾工事の監督の経験年数が2年以上である補助技術者 1名以上

(イ) 次の船舶を備えていること。

自己が保有し、又はリース期間が法定耐用年数の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約により使用する次の表に掲げる船舶

(ウ) 港湾工事を施工した経験年数が2年以上である者を次の表の乗組員の欄に掲げる人数以上乗組員として配置できること。

この場合において、起重台船及びクラブしゅんせつ船の乗組員は、相互の船舶の乗組員を兼ねることができる。

区 分	船 舶			乗 組 員				
	船 舶 名	規 格 能 力	隻 数	備 考	二 級 小 型 船 舶 操 縦 士	運 転 士	そ の 他 の 船 員	計
1	え い 船	100馬力以上	1		2		1	3
2	起 重 台 船	25トン吊以上	1			1	3	4
3	台 船	20トン積以上	1				2	2
4	ク ラ ブ しゅん せ つ 船	100馬力以上	1	50トンの積台船で、0.6立方メートルのクラムを積載できるものを含む。		1	3	4

## ウ 鋼橋工事（PC橋に係る工事を含む。）

## （ア）共通事項

- a 橋りょうを製作し、及び架設した経験を有すること。
- b 橋りょうの上部工の製作に係る検査体制が確立していること。

## （イ）鋼橋工事に係る事項

鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場において、鋼橋を製作できること。

## （ウ）PC橋の工事に係る事項

- a プレテンション桁橋については、JIS規格に適合する工場を有すること。
- b ポストテンション桁橋については、工法についての特許又は当該工法を使用することができる権利を有すること。

## 2 申請手続

## （1）提出書類

## ア 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類

## （ア）県内に主たる事務所を有する建設業者（以下「県内業者」という。）

- a 営業の沿革（様式第2号）
- b 直前の営業年度における工事施工金額調書（様式第3号）
- c 工事経歴書（様式第4号）
- d 職員調書（様式第5号）
- e 研修の状況（様式第6号）
- f 営業用機械器具調書（様式第7号）
- g 法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第8号書式（以下「第8号書式」という。）その3の3）並びに県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第8号書式その3の2）並びに県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（いずれも平成14年4月1日以降に交付された納税証明書に限る。）
- h 建設業許可通知書の写し

## （イ）県外に主たる事務所を有する建設業者（以下「県外業者」という。）

- a 直前審査の結果通知書の写し
- b 直前審査の審査基準日に係る建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の3に規定する工事経歴書の写し又は工事経歴書（様式第4号）
- c 県内に事務所又は事業所を有する者については2(1)ア(ア)gに掲げる納税証明書、それ以外の者のうち法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第8号書式その3の3）、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第8号書式その3の2）（いずれも平成14年4月1日以降に交付された納税証明書に限る。）
- d 法人にあっては、商業登記簿の謄本
- e 建設業許可証明書
- f 入札の参加等の権限の委任状（年間委任の場合に限る。）

イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者は、アの書類に加えて、(ア)又は(イ)aに掲げる書類を提出すること。この場合においては、(ア)b又は(イ)bの留意事項に留意すること。

(ア) 県内業者及び港湾工事又は鋼橋工事（PC橋に係る工事を含む。）の入札参加資格を希望する県外業者

## a 提出書類

- (a) 特殊工事入札参加資格審査添付書類(様式第8号)
- (b) 誓約書(ほ装工事の入札参加資格を希望する者のみが提出すること。)(様式第9号)
- (c) 職員調書(様式第10号)及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し
- (d) 職員写真(様式第11号)(ほ装工事の入札参加資格を希望する者のみが提出すること。)
- (e) 実務経験調書(様式第12号)(港湾工事の入札参加資格を希望する者のみが提出すること。)
- (f) 機械調書(様式第13号)及び当該機械調書に記載している機械の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写し
- (g) 機械写真(様式第14号)

## b 提出に係る留意事項

- (a) 港湾工事又は鋼橋工事(PC橋に係る工事を含む。)の入札参加資格を希望する者に係る事項  
提出後、職員調書(様式第10号)に記載している職員以外の者を職員とする場合は、当該職員を追加した職員調書並びに当該職員の雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写しを速やかに提出すること。この場合において、港湾工事の入札参加資格を希望する者にとっては、当該職員に係る実務経験調書(様式第12号)を併せて提出すること。

## (b) ほ装工事の入札参加資格を希望する者に係る事項

ほ装工事の入札参加資格を希望する者は、現地での確認用として様式第8号から様式第11号まで、様式第13号及び様式第14号を2部追加して提出することとし、提出した書類の内容に変更を生じた場合は、様式第8号及び変更後の書類を速やかに提出すること。なお、職員調書(様式第10号)に記載している職員以外の者を職員とする場合は、当該職員の雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写しを併せて提出すること。

## (イ) ほ装工事(アスファルトによるものに限る。)の入札参加資格を希望する県外業者

## a 提出書類

- (a) ほ装工事(アスファルト)入札参加資格審査添付書類(様式第15号)
- (b) 誓約書(様式第16号)
- (c) 職員調書(様式第17号)並びに直接舗設に携わる職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県内の営業所に常時勤務するすべての正社員の雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写し
- (d) 職員写真(様式第18号)
- (e) 機械設備調書(様式第19号)及び当該機械設備調書に記載している機械の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写し
- (f) 機械設備写真(様式第20号)

## b 提出に係る留意事項

現地での確認用として様式第15号から様式第20号までの書類を10部追加して提出することとし、提出した書類の内容に変更を生じた場合は、様式第15号及び変更後の書類を速やかに提出すること。

## (2) 提出期間

次に掲げる期間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者については、知事が別に定める期間においても、提出することができる。

## ア 県内業者

平成14年6月28日(金)から平成15年1月31日(金)まで(経営事項審査の申請と同時に提出すること。)

## イ 県外業者

平成15年2月3日(月)から同月28日(金)まで

ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

## (3) 提出方法

## ア 県内業者

持参すること。

## イ 県外業者

持参し、又は郵送すること（郵送の場合は、平成15年2月28日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。）。

## (4) 提出先

鳥取県県土整備部管理課建設業係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7347）

## 3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成14年10月1日以後に会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

## 4 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

## 5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、これを付与された日から平成17年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が直前審査に係る公共工事を請け負うことができる期間が満了する日（以下「満了日」という。）までに経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日までの間のものに限る。）の申請を行っていない場合 満了日

(2) 平成17年度の建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、その審査申請手続等が平成17年2月1日までに告示されていない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

別 表

発注工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と） 鋼構造物工事（鋼）
ほ装工事(アスファルト)	ほ装工事（ほ）
ほ装工事(アスファルト以外)	ほ装工事（ほ）
鋼橋工事	鋼構造物工事（鋼）
プレストレスト・ コンクリート工事	土木一式工事（土）
港湾工事	土木一式工事（土） しゅんせつ工事（しゅ）
機械設備工事	機械器具設置工事（機） 鋼構造物工事（鋼）
塗装工事	塗装工事（塗）
造園工事	造園工事（園）
さく井工事	さく井工事（井）

一般建築工事	建築一式工事（建） 大工工事（大） とび・土工・コンクリート工事（と） 鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋）
管工事	管工事（管） 熱絶縁工事（絶） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清）
建具工事	建具工事（具） ガラス工事（ガ）
内外装工事	左官工事（左） 石工事（石） タイル・れんが・ブロック工事（タ） 防水工事（防） 内装仕上工事（内）
屋根工事	屋根工事（屋） 板金工事（板）
電気工事	電気工事（電） 電気通信工事（通） 消防施設工事（消）
通信設備工事	電気通信工事（通）
交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事（と） 塗装工事（塗）
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事（と） 防水工事（防）
解体工事	土木一式工事（土） 建築一式工事（建） とび・土工・コンクリート工事（と）

様式第1号

建設工事入札参加資格審査申請書

受付 番号	
----------	--

鳥取県知事

様

平成 年 月 日

今般貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載は、事実と相違ないことを誓約します。

建設業 許可番号	国土交通大臣 知 事	般 特 第	号	許 可 年月日	平成 年 月 日	許可を受けている 建設工事の種類
申 請 者 (本社)	(フリガナ) 所 在 地	〒		電話番号 ファクシミリ	- -	(一般)
	(フリガナ) 商号又は名称					(特定)
	(フリガナ) 代 表 者 名		役職名	氏名		実印
受 任 者 (県外に 本店を有 する者が 権限を委 任する営 業所)	(フリガナ) 所 在 地	〒		電話番号 ファクシミリ	- -	(一般)
	(フリガナ) 営 業 所 名					(特定)
	(フリガナ) 受 任 者 名		役職名	氏名		

〔 競争入札に参加を希望する建設工事の種類表 〕

発注工事種別	建設工事の種 類・経審申請	工事施 工実績	希 望 欄		発注工事種別	建設工事の種 類・経審申請	工事施 工実績	希 望 欄	
			新 規	更 新				新 規	更 新
一般土木工事	土 と 鋼				機械設備工事	機 鋼			
ほ 装 工 事 (アスファルト)	ほ				塗 装 工 事	塗			
ほ 装 工 事 (アスファルト以外)	ほ				さく井工事	井			
一般建築工事	建 大 と 鋼 筋				建 具 工 事	具 ガ			
管 工 事	管 絶 水 消 清				内 外 装 工 事	左 石 タ 防 内			
電 気 工 事	電 通 消				屋 根 工 事	屋 板			
造 園 工 事	園				通 信 設 備 工 事	通			
鋼 橋 工 事	鋼				交 通 安 全 施 設 工 事	と 装			
プレストレスト コンクリート工事	土				法 面 処 理 工 事	と 防			
港 湾 工 事	土 しゅ				解 体 工 事	土 建 と			

記載要領

- 「建設業許可番号」欄の「般特」については、該当するものを で囲むこと。
- 「建設工事の種類・経審申請」の欄については、希望する発注工事種別ごとに建設業許可を受け、かつ、経営事項審査を申請している建設工事の種類を別表の略称を参照して で囲むこと。
- 「工事施工実績」の欄については、審査基準日前1年間又は審査基準日から申請の日までに発注工事種別に係る工事施工実績がある場合に、印を記載すること。
- 「希望欄」については、「建設工事の種類・経審申請」及び「工事施工実績」の両方に 印の記載がある場合に印を記載することができる。

## 営 業 の 沿 革

	創 業	年 月 日
創 業 後 の 沿 革		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
最初に許可又は登録を受けた年月日		年 月 日

記載要領

「創業後の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業再開、賞罰（行政処分等を含む。）等を記載すること。



直前の営業年度における工事施工金額調書

営業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額					その他の建設工事の施工金額	合計
		工事 千円	工事 千円	工事 千円	工事 千円	工事 千円		
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	官 公 庁							
	民 間							
	計							
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	官 公 庁							
	民 間							
	計							
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	官 公 庁							
	民 間							
	計							
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	官 公 庁							
	民 間							
	計							

記載要領

- この表には、審査基準日前1年間における営業年度ごとの完成工事の請負代金の額を記載すること。ただし、その額がない場合は、審査基準日から申請の日までの完成工事の請負代金の額を記載すること。
- 下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区別して記載すること。

様式第4号

## 工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

工事

(単位：千円)

番 号	工 事 名	契約書 等の種 別	注 文 者	請負代金の額	工 事 原 価		工事差益	着工年月 ----- 完成年月	主任技術者 氏 名	現場代理人 氏 名	下請負に係る工 事代金支払状況		
					うち労務費	うち外注費					前 金 額	現金 比率	手形 期間
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
					( )	《 》		年 月					
	合		計		( )	《 》							

- 記載要領**
- 1 この表は、「直前の営業年度における工事施工金額調書」(様式第3号)に記載した工事の種類ごとに、別葉として作成すること。
  - 2 この表は、審査基準日前1年間に於いて完成した主な工事について記載すること。ただし、その工事がない場合は、審査基準日から申請の日までに完成した工事について記載すること。
  - 3 「契約書等の種別」の欄には、請書、契約書等の契約の締結方法の種別を記載すること。
  - 4 下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文した者(業者名)を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記載すること。
  - 5 「うち労務費」の欄の( )内には、他の建設業者の施工協力を受けて支払った協力経費を記載すること。
  - 6 「うち外注費」の欄の《 》内には、下請契約の件数を記載すること。
  - 7 主任技術者又は現場代理人を工期中途で変更した場合には、それぞれの従事期間を氏名の下にカッコ書きで併記すること。
  - 8 「下請負に係る工事代金支払状況」の欄には、鳥取県が発注した工事に係る1件500万円以上の下請工事について、下記により記載すること。  
鳥取県から直接工事を請負った者(以下「元請負人」という。)については、下請人に対する工事代金の支払状況を記載すること。  
元請負人から工事を請負った者については、元請負人からの工事代金の支払状況を記載すること。

様式第5号

職 員 調 査 書

技 術 職 員 ( 工 事 )

番号	月給・日給の別	氏 名	年 齢	現 住 所	採用年月日	法令による免許等		実務経 験年数	建設業法第 7条第2号	従事内容	雇用保険 の有無	健康保険 の有無	備 考
						年 月 日	資格(学歴)						
1	( )							年	イ・ロ・ハ				
2	( )								イ・ロ・ハ				
	計		人										

記載要領

- この表は、発注工事種別ごとに別葉とすること。
- この表には、審査基準日に在職する建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術職員（法人にあっては常勤役員、個人にあっては代表者である者を含む）を記載するものとする。  
なお、常勤役員又は代表者が技術者を兼務している場合には、備考欄に「役員」又は「本人」と記載すること。
- 「月給・日給の別」の欄の（ ）内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。
- 「法令による免許等」欄には、建設工事に関し法律若しくは命令による免許、技術若しくは技能の認定を受けた資格又は建設業法第7条第2号イに規定する学校名、学科等を記載すること。なお、監理技術者資格者証の交付番号を備考欄に記載すること。
- 「実務経験年数」は、当該工事種類に関し有する実務経験の年数とすること。
- 「従事内容」の欄には、主として従事している業務の内容を記載すること。

技術職員以外の職員

番号	役 職 名	常勤・非常勤等の別	氏 名	年 齢	現 住 所	就任又は採用年月日	従 事 内 容	雇用保険 の有無	健康保険 の有無	備 考
1		( )								
2		( )								
	計		人							

記載要領

- この表には、審査基準日に在職する技術職員以外の職員のほか、法人にあってはすべての役員（非常勤役員を含む）、個人にあっては代表者も記載するものとする。  
なお、役員又は代表者が技術職員を兼務している場合は、備考欄に「技術職員兼務」と記載すること。
- 「常勤・非常勤等の別」の欄には、役員については常勤・非常勤の別を、職員については月給・日給の別を記載するものとし、日給職員については年間実労働日数を（ ）内に記載すること。
- 技術関係職員には、備考欄に 技 と記載すること。
- 建設業経理事務士の資格を有する職員については、備考欄にその資格を記載すること。（例： 建設業経理事務士）

様式第 6 号

## 研 修 の 状 況

鳥取県建設技術センター主催の研修状況			そ の 他 の 研 修 状 況		
研 修 項 目	開催年月日	参加人数	研 修 項 目	開催年月日	研 修 の 内 容
		人			
合 計					

記載要領

- 1 審査基準日の直前 2 年間に終了した研修について、それぞれ 1 年間ごとに別葉とすること。
- 2 「研修の内容」の欄には、研修の実施状況について具体的に記載すること。

様式第7号

営 業 用 機 械 器 具 調 書

番号	名 称	種 別	取 得 年 月 日	取 得 価 額	能 力	年 間 稼 働 時 間 数	備 考

記載要領

- 1 この表には、審査基準日に所有する取得価額30万円以上の機械器具について別表の順に番号を付記して記載すること。
- 2 付表に掲げられた機械器具以外の機械器具を所有しているときは、付表に掲げられたものと同種とみなされるもののみを「番号」の欄に「その他」と付記し、記載すること。
- 3 「年間稼働時間数」の欄には、直前1年における稼働時間数の合計を記載すること。
- 4 機械を記載するときは、用途が判断できるようにすること(例 種子、モルタル吹付機等)。

付表

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
1	ブルドーザー(トラクターを含む。)	13	アースオーガー	28	コンクリートプラント
2	モータースクレーパー	14	地下連続壁施工用機械	29	コンクリートミキサー
3	被けん引スクレーパー	15	グラウト機械(グラウトポンプ、グラウトミキサー等を含む。)	30	トラックミキサー
4	ショベル系掘削機(パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル等を含む。)	16	ボーリングマシン(さく井機等を含む。)	31	コンクリートポンプ(コンクリートプレーサーを含む。)
5	連続式掘削機(バケットホイールエキスカベーター、トレンチャー等を含む。)	17	さく岩機(ブレーカーを含む。)	32	コンクリート振動機
6	トラクターショベル	18	ドリルジャンボ	33	アスファルトプラント
7	ダンプトラック類(ダンプトラック、ダンプカー、ダンパー等を含む。)	19	クローラドリル及びワゴンドリル	34	アスファルトフィニッシャー
8	自走式クレーン(トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラークレーン等を含む。)	20	シールド掘進機	35	アスファルトリデストリビューター
9	固定式クレーン(タワークレーン、デリッククレーン、ジブクレーン、門形クレーン、ケーブルクレーン等を含む。)	21	トンネル掘進機	36	コンクリートフィニッシャー
10	工事用エレベーター及びリフト	22	モーターグレーダー	37	コンクリートスプレッダー
11	くい打機及びくい抜機(ディーゼルパイルハンマー、振動パイルドライバー、気動ハンマー等を含む。)	23	ロードローラー	38	しゅんせつ船
12	大口径掘削機(アースドリル、リバースサーキュレーションドリル等を含む。)	24	タイヤローラー	39	起重機船(くい打ち船を含む。)
		25	振動ローラー	40	土運船
		26	小形振動締固め機(振動コンパクター、ランマー、タンパー等を含む。)	41	引 船
		27	砕石機	42	空気圧縮機

(様式第8号)

平成 年 月 日

平成 年度  
特殊工事( )入札参加資格審査添付書類(変更届)

鳥取県知事 様

所在地  
商号又は名称  
代表者名

印

書類作成  
担当者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

(様式第9号)

(ほ装工事の場合は以下の誓約を行うこと。)

### 誓 約 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

鳥取県が発注するほ装工事について、以下に添付した職員及び機械により当社が自ら施工することを誓約します。

所在地  
商号又は名称  
代表者名

印



(様式第10号)

## 職 員 調 書

写 真 対 番 号	職 名	氏 名	年 齢	現 住 所	採用年月日	資 格 ・ 免 許 等		実 務 経 年 務 歴 数	雇 用 保 険 の 有 無	健 康 保 険 の 有 無
						取得年月日	資 格 名 等			

### 記載要領

- この調書は、ほ装工事にあつては品質管理者（アスファルト）、主任技術者、アスファルトフィニッシャー、ロードローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者、レーキマン等、港湾工事にあつては専任技術者及び補助技術者それぞれ1名以上、乗組員等、鋼橋工事にあつては専任技術者及び補助技術者それぞれ1名以上について記載すること。
- 資格・免許等の欄は、職名欄に記載した職務を遂行する上で必要な資格・免許等の取得年月日及びその名称（1級の舗装施工管理技術者、1級の土木施工管理技士、ローラー運転の業務に係る特別教育の修了、大型特殊運転免許、1級の小型船舶操縦士等）を記載すること。

(様式第11号)

# 職 員 写 真



職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日撮影

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日撮影

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日撮影

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日撮影

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日撮影

## 作成要領

- 1 職員調書に記載した写真対照番号を写真上欄の \_\_\_\_\_ の中に記入すること。
- 2 写真は、3月以内に撮影した脱帽、正面上半身の縦6センチメートル、横4.5センチメートルのカラー写真とすること。

(様式第12号)

## 実務経験調書

職名	氏名	現住所	生年月日			
所属事業所	職名	従事した工事名	従事した職務の内容	期間		
				年	月	日から
				年	月	日まで
				年	月	日から
				年	月	日まで
				年	月	日から
				年	月	日まで
				年	月	日から
				年	月	日まで
				年	月	日から
				年	月	日まで

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名 ㊟

### 記載要領

- 1 この調書は、職員調書に記載した職員のうち専任技術者及び補助技術者について作成するものとし、実務経験の年数が確認できるよう記載すること。
- 2 港湾工事の実務経験については、船舶を必要とする工事について記載し、当該事実を確認できる証明書を添付すること。

(様式第13号)

## 機 械 調 書

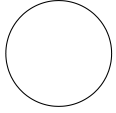
写真対 照番号	機 械 名	製 作 所 名	形 式	能 力	製造年月	機械番号	登録番号	取 得 金 額	取 得 年 月	年 間 実稼働 時間数	備 考

**記載要領**

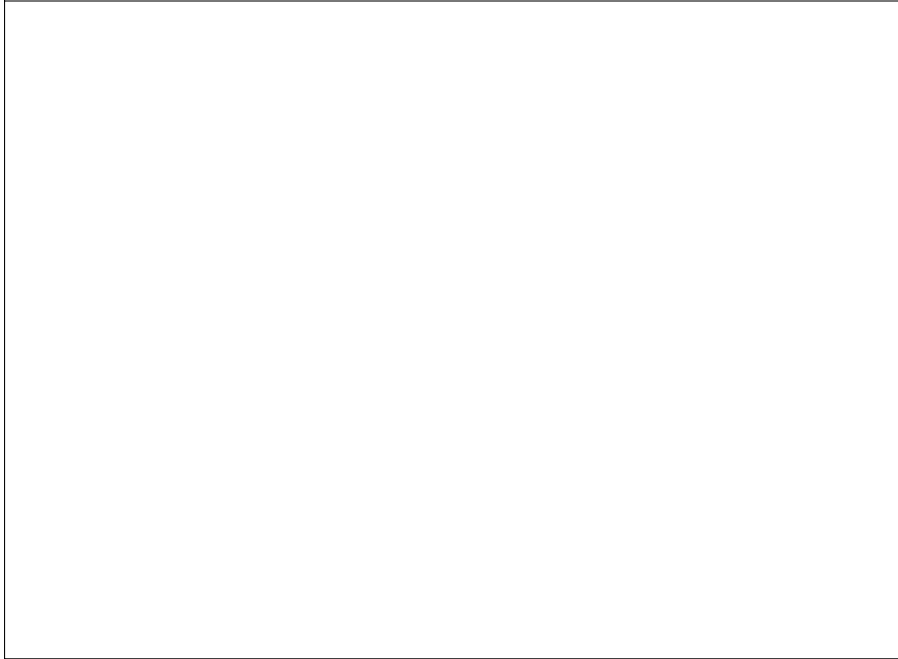
リース機械の場合は、備考欄にリースと記載すること。

(様式第14号)

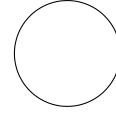
# 機 械 写 真



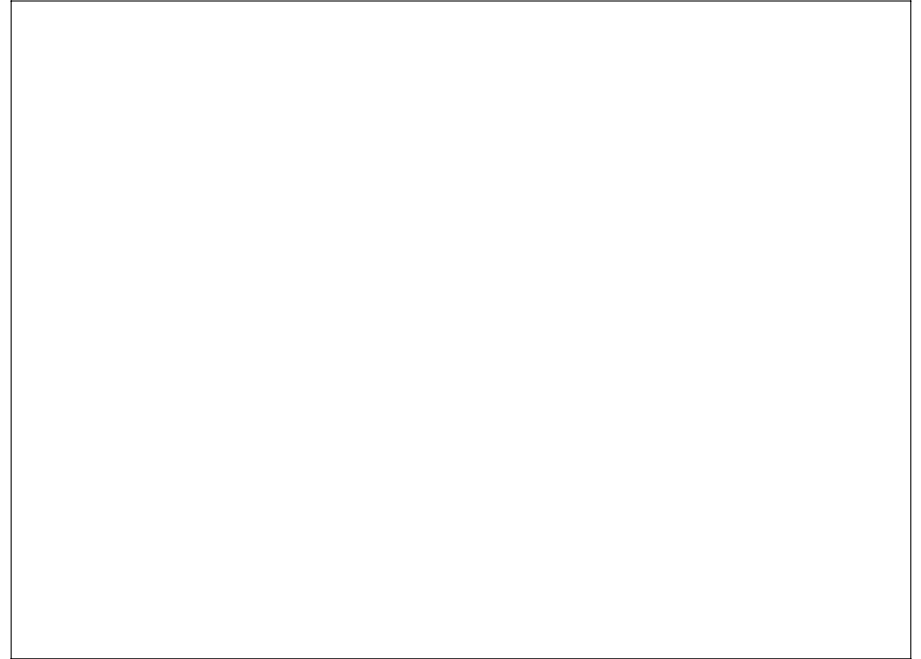
機 械 設 備 名 \_\_\_\_\_



撮 影 年 月 日    平 成    年    月    日



機 械 設 備 名 \_\_\_\_\_



撮 影 年 月 日    平 成    年    月    日

## 記載要領

- 1 機械調書に記載した写真対照番号を写真上欄の    の中に記入すること。
- 2 写真は、申請日の6月以内に撮影したサービス判(約12.6センチメートル×9センチメートル)のカラー写真とすること。

(様式第15号)

平成 年 月 日

平成 年度  
特殊工事(アスファルト)入札参加資格審査添付書類(変更届)

鳥取県知事 様

所在地  
商号又は名称  
代表者名

印

書類作成  
担当者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

(様式第16号)

# 誓 約 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

鳥取県が発注するほ装工事（アスファルト）について、以下に添付した職員及び機械により当社が自ら施工することを誓約します。

所在地  
商号又は名称  
代表者名

印

(様式第17号)

## 職 員 調 書

写真 対照 番号	舗設、 その他 の別	職 名	氏 名	年 齢	現 住 所	採用年月日	資 格 ・ 免 許 等		雇 用 保 険 の 有 無	健 康 保 険 の 有 無
							取得年月日	資 格 名 等		

### 記載要領

- 1 この調書は県内の営業所に常時勤務する正社員全員について作成すること。
- 2 品質管理者(アスファルト)、主任技術者、アスファルトフィニシャー、ロードローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者、レーキマン等それぞれ1名以上について記載し、次に、その他の業務(アスファルトプラントの業務を含む。)に携わる職員を記載すること。
- 3 資格・免許等の欄は、職名欄に記載した職務を遂行する上で必要な資格・免許等の取得年月日及びその名称(1級の舗装施工管理技術者、ローラー運転の業務に係る特別教育の修了、大型特殊運転免許等)を記載すること。
- 4 舗設以外の業務に携わる職員については、写真対照番号及び資格・免許等の欄の記載の必要はない。



(様式第18号)

## 職 員 写 真



--

--

--

--

--

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日撮影

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日撮影

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日撮影

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日撮影

職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
平成 年 月 日撮影

### 作成要領

- 1 直接舗設に携わる職員の写真をはり付けすること。
- 2 職員調書に記載した写真対照番号を写真上欄の \_\_\_\_\_ の中に記入すること。
- 3 写真は、3月以内に撮影した脱帽、正面上半身の縦6センチメートル、横4.5センチメートルのカラー写真とすること。

(様式第19号)

## 機 械 設 備 調 書

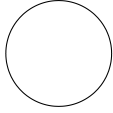
写真対 照番号	機 械 名	製 作 所 名	形 式	能 力	製造年月	機械番号	登録番号	取 得 金 額	取 得 年 月	年 間 実稼働 時間数	備 考

記載要領

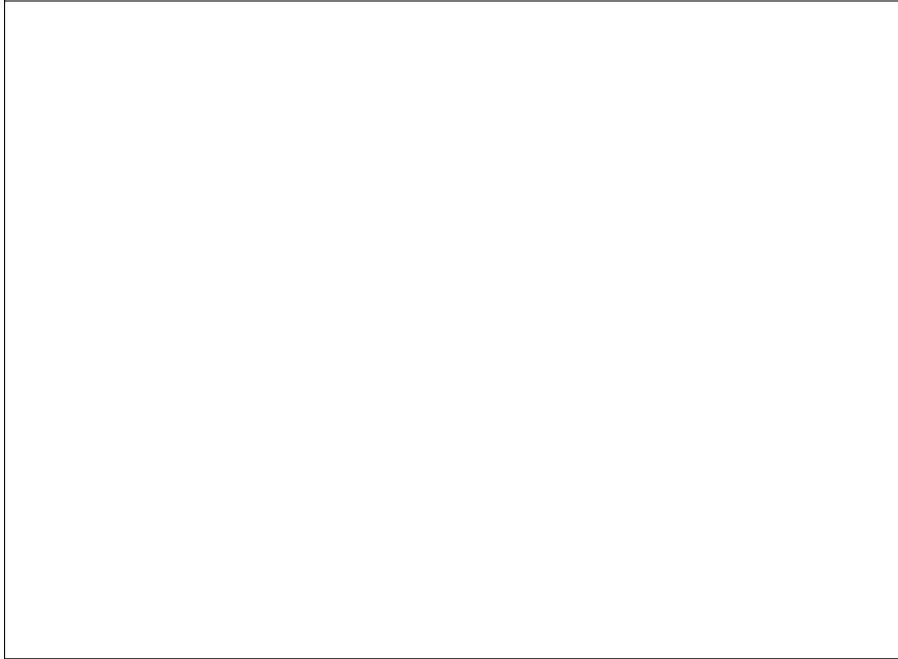
- 1 リース機械の場合は、備考欄にリースと記載すること。
- 2 アスファルトプラントを保有している場合（他社と共有している場合及び特定のアスファルトプラントについて継続的に使用する旨の契約を他社と締結している場合を含む。）は、当該アスファルトプラントについても記載すること。

(様式第20号)

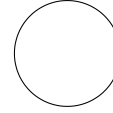
# 機 械 写 真



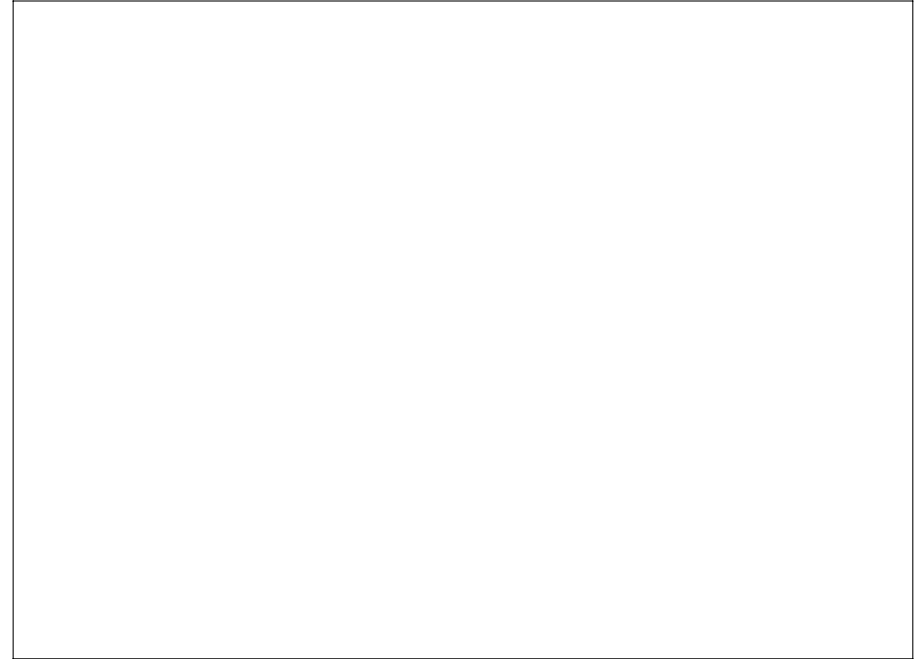
機 械 設 備 名 \_\_\_\_\_



撮 影 年 月 日 平 成 年 月 日



機 械 設 備 名 \_\_\_\_\_



撮 影 年 月 日 平 成 年 月 日

## 記載要領

- 1 機械設備調書に記載した写真対照番号を写真上欄の \_\_\_\_\_ の中に記入すること。
- 2 写真は、申請日の6月以内に撮影したサービス判(約12.6センチメートル×9センチメートル)のカラー写真とすること。

